

平成22年度「水辺を活かす」活動助成事業の募集について

(財)リバーフロント整備センターでは、平成11年度から、「川に学ぶ」社会の実現のための市民団体等の方々の活動を支援するため、「川に学ぶ」活動助成事業を実施しており、多くの方にご活用頂きました。

本助成事業につきましては、平成22年度より「水辺を活かす」活動助成と名前を変え、実施することといたしました。数多くのご応募をお待ちしております。

1. 趣 旨

河川・海岸等の水辺空間に関して、市民の方々の関心を高め、水辺へ親しむ心を促進するため、市民団体等が河川・海岸等の水辺で行う活動やかわまちづくり等の活動に対し、その費用を助成するものです。

本助成は、「川に学ぶ」の活動を基本としながら、将来の水辺をともに考え、「水辺を活かす」社会の促進につながることを目指します。

2. 助成対象

市民団体、学校等の非営利団体による公益的な活動を対象とします。

なお、平成21年度までに「川に学ぶ」活動助成を5年連続で助成を受けている団体は、対象となりませんのでご注意ください。

3. 助成対象活動

下記に該当する活動に対し、助成を行います。

- (1) 河川・海岸等の水辺や、水辺に関わる地域をフィールドとして行う自然体験や環境教育等の活動。
- (2) 河川・海岸等に関係するセミナーやスクールの実施、情報の提供、水辺を活かしたまちづくりに資する検討・啓発等の諸活動。

※河川清掃のみを目的とした活動等は対象となりませんので、ご注意ください。

※過去の活動はホームページで御覧いただけます。(http://www.rfc.or.jp/jyosei/index.htm)

4. 助成対象期間

平成22年4月20日～平成23年1月31日

5. 助成金額等

(1) 助成金額

一つの活動につき10万円を上限とします。

[1活動/1団体]

(2) 助成対象費目

上記活動に必要な器具・材料の購入費(賃料を含む)、資料作成費、講師謝金等とします。

※活動団体のスタッフ人件費や参加者の飲食費等は助成対象費目となりません。

(3) 助成件数

25件程度

6. 申請方法等

(1) 申請書の提出方法

申請書の提出方法は、郵送と電子メールの二つの方法があります。提出方法により、申請書の様式が異なりますのでご注意ください。

申請方法等に関する詳しい内容は、ホームページの募集要項をご覧ください。ホームページは下記のとおりです。

<http://www.rfc.or.jp/jyosei/index.htm>

また、申請書の様式も、当ホームページからダウンロードしてください。

(2) 募集期間

平成22年4月19日(月)まで(必着、FAX不可)

7. 助成の決定

当センター内に設置する選定委員会において、書類選考を行い決定します。

結果は、平成22年6月中旬(予定)に申請者全員に文書にて通知します。

8. 助成を受ける団体の義務

助成を受ける団体は、以下の事項を実施することを義務とします。

- ① 活動を実施するにあたって「川に学ぶ」活動助成を受けている旨を明示すること。
- ② 助成対象となった活動完了後、所定の様式に必要事項を記入し、書類を提出すること。

9. 申請書の提出及びお問い合わせ先

「水辺を活かす」活動助成事業事務局

(財)リバーフロント整備センター企画グループ

〒104-0033

東京都中央区新川1丁目17番24号

ロフター中央ビル7F

TEL:03-6228-3860 FAX:03-3523-0640

e-mail: mizubeij@rfc.or.jp



財団法人リバーフロント整備センター
〒104-0033 東京都中央区新川1-17-24 ロフター中央ビル7階
TEL.03-6228-3860 FAX.03-3523-0640
<http://www.rfc.or.jp>

2010年2月26日発行